

審議案件2

職員配置基準の緩和等について（案）

センターに配置する職員について、年々欠員が多くなっており、市民サービスへの影響が懸念されるほか、現に在籍する職員の業務負担と法人の経済的負担が増大しております。そのため、以下のとおり職員配置基準を緩和する等の取扱いを行ってよろしいかお諮りします。

(1) 保健師等が欠員の場合の看護師の配置について

変更案) 保健師等について欠員が生じており、かつ新規の配置が困難である場合において、「保健師に準ずる者」の要件を満たさない看護師を法人独自で配置した場合、センターで勤務することにより要件を満たすまでの間、人件費の一部を委託料として支払う。ただし、令和10年度までの時限措置とする。

※「保健師に準ずる者」の要件

看護師であって、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有すること

(2) 事務職兼介護支援専門員の配置要件について

現行) 介護支援専門員の有資格者を常勤かつ専従で配置すること。

変更案) 介護支援専門員の有資格者または事務職員を配置すること。ただし、常勤換算した人員数が1に満たない部分について委託料の返還を求める。

(3) 欠員期間の戻入額算定方法の変更について

現行) 欠員期間が1月以上の場合に、欠員が生じた当初からの人件費として委託料を1月単位で返還を求める。

変更案) 欠員期間が3月以上の場合に、欠員が生じて3か月目からの人件費として委託料を1月単位で返還を求める。

以上